

【開催日】2017年7月7日(金)

【講演タイトル】「幸福度指標を使った地域マネジメント ～総合計画による地域経営～」

【スピーカー】熊谷和久氏(岩手県滝沢市企画総務部企画政策課 課長)

【場所】大阪市立大学文化交流センター

※本講演は大阪市立大学大学院都市経営研究科開設にあたり都市行政コースシンポジウムとして開催された

【講演目次】

1. 滝沢市について
2. 第一次滝沢市総合計画に対する考え方
3. 人を巻き込む計画策定
4. 実行される仕組み

1. 滝沢市について

■日本経営品質賞(地方自治体部門)2006年受賞

■滝沢市の概況

*人口…55,113人(平成29年3月末現在)

人口は現在も増加傾向。盛岡市のベッドタウンとして位置することが人口増加の1つの要因であるが、行政職員の想いとしてはそれだけではないということを本講演でご理解頂きたい。

*平成26年1月1日市制施行

*職員数…304人(H29.4.1)

人口数に対して職員数は少ない。陸前高田市に次いで県下2番目の少なさ。

*研究学園都市

市内に大学・短期大学を複数有し、国や県の研究施設も保有。いち早く研究学園都市を目指す目標と、盛岡市とは、その趣旨を踏まえ連携中枢都市圏の連携協約を締結。

■地域と行政の取り組みの歴史

*2000年～2014年にかけて大きく変化してきた。

2000年にまず地域において「地域デザイン」が始まる。行政主導ではなく、住民自らが地域のあり方を考え始めた。その取り組みが広がりを見せ、住民主体の地域づくりの萌芽となる。

一方、行政では情報公開の取り組みからスタートする。そこからISO取得の取り組み、行政経営品質向上のための取り組みへと移行し、「自分たちの仕事は何のためにやっているのか」「ビジョンは何か」「ドメインは何か」と考え始めた。行政経営理念を突き詰めて考えたのが2005年頃まで。そして、2006年に日本経営品質受賞。首長の交代により経営品質向上の取

り組みは一時下火になるが、「事務事業実施に関する基本原則を定める規則」として ISO のマニュアルと経営品質の基準書を例規化。根拠を設けることで、品質向上の取り組みが継続されるようにした。

地域においては住民主体で実施できるものは次々と進んでいく一方、住民主体ではやれないものがあるようになったため、住民主体／行政主体／双方による協働のいずれかを区分し、区分したものを「地域ビジョン」として行政の総合計画とリンクする計画として策定されるようになった。こうした住民と行政が役割分担をしようという動きが、2005 年～2014 年にかけて起きてきた。

* 職員の意識改革や情報公開など様々な取り組みを実施(詳細は当日配布資料を参照)

■使用した仕組み

* 政策マーケティング(住民ニーズの傾向把握)…青森県の取り組みを参考に

* 財務会計システム(業務改善)…総合計画と予算をセットに

* 基本計画の体系化(システム連動による行政戦略計画の PDCA 化)

2. 第一次滝沢市総合計画に対する考え方

■行政は市民がやりたいことを支援する、行動を支える立場

■幸福についての考えの変遷

* 2004 年は行政職員が仕事をやる上での想いとして地域社会の幸福を据えていた

* 2005 年以降は地域社会の幸福増進の具体的な方向性と推進のための取り組みが総合計画に盛り込まれるようになる

* 2014 年に住民も参加して滝沢市自治基本条例を策定し、条例の全文と目的に地域社会の幸福が明記される

* 2015 年の第一次滝沢市総合計画は「『幸福感を育む環境づくり』の基盤を 8 年間かけて創る」とし行動指標が明記された

■自治のルール整備

市民の想いを実現するためにルールを整備。自治基本条例(前文に幸福感について記述)の下、「滝沢市議会基本条例」「滝沢市地域コミュニティ基本条例」「滝沢市行政基本条例」の3つのルールを明らかにし、それを行動化するものが総合計画であると体系的に位置づけた。

■トータル・コミュニティ・マネジメント

行政の各事業の実行計画も地域内各主体による事業も、恒久的目標である自治基本条例にすべて繋がっている(上流から下流まで一連の流れになっている)。

3. 人を巻き込む計画策定

■住民を巻き込んで第一次総合計画を策定するまでの経緯

2010 年から単独市制への取り組み、自治基本条例の策定、総合計画の策定まで、ずっと住民を巻き込んで実施してきた。

■職員教育の重要性

首長交代による方針変更、一定期間に集中した改革の実施、システム導入による仕事のパターン化などで取り組みの本質(価値前提)が忘れられ、余計な仕事という認識が広まっており、改革マインドを取り戻す必要がある。総合計画に基づく市民へ届ける価値により事業に優先順位をつけさせ、それを予算に反映させる。

■市域全体計画(行政主体)策定の方法とツール

自治基本条例の理念をふまえることを大前提とし、外部環境分析(PEST 分析,3C 分析)・内部環境分析(バリューチェーン,VRIO 分析)を実施、その上で SWOT 分析を行う。これを各部長がリーダーとなって部ごとに検討してもらい、所定フォーマットに記入して提出してもらう。

4. 実行される仕組み

■無理なく、それでも意識される取り組みとして

行政は幸福に関する指標を市民と共有し、地域の各種団体も幸福に関する取組みを実行。総合計画を「絵に描いた餅」で終わらせずに、地域まで流れるようにする。

■総合計画の変遷

- * 第 4 次滝沢村総合計画(1995～2004)…地方自治法に根拠を置いた行政主導の計画
- * 第 5 次滝沢市総合計画(2005～2014)…地方自治法に根拠を置きつつ住民協働の計画
- * 第 1 次滝沢市総合計画(2015～2022)…自治基本条例を根拠に市民主体による計画

■総合計画の見直し

ヒト・モノ・カネのマネジメント強化。総合計画の推進のため、ヒト・モノ・カネが明確にリンクしている状態を目指す。

■変わり続ける総合計画

今後の行政は単なる行政サービス提供者という意識では維持できない。地域の幸福感を育むコーディネーターとしてどう関わっていくのかが自治体の仕事。何が心を動かし行動につながるのかを、行政職員が自ら考える。幸せに暮らすための取り組みを各社会関係資本(各種団体・組織)に少しずつ手伝ってもらいながら進め、各種団体がゆるやかにつながったコミュニティが形成される中で行政の役割を見直していくことが、次のステップとして必要ではないか。

(記録:岩田 千栄美)